

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年1月31日

独立行政法人環境再生保全機構
契約担当職理事 佐野 郁夫

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

「地球環境基金便り」の制作業務

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 期間

契約締結の日～平成31年2月28日

(4) 納入場所

独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金部基金管理課

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。

- ① 競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、提案書を作成し、提出しなければならない。
- ② 入札金額は、総価とする。入札者は、仕様に規定するもの等、業務に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- ③ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札者に必要な資格に関する事項

(1) 競争入札に参加することができない者

- ① 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第4条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 取扱細則第5条の規定する契約の履行に当たり品質若しくは数量に関して不正の行為をした者及び公正な競争の執行を妨げた者並びに契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者など

(2) 平成 28・29・30 年度競争契約参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「公告・宣伝」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた競争参加資格を有するものであること。

(3) 入札説明書、契約書（案）、仕様書及び本件入札に必要なその他の書類（以下「入札説明書等」という。）の交付を受けた者であること。

※本公告だけでは参加できませんのでご注意ください。

(4) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者の義務

2. (2)の資格審査結果通知書の写しを平成 29 年 3 月 10 日（金曜日）17 時 00 分までに提出すること。

4. 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 8 階

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部基金管理課

e-mail c-kikinkanri@erca.go.jp

電 話 044-520-9606 F A X 044-520-2192

(2) 入札説明書等の交付期間

本公告の日から平成 29 年 3 月 8 日（水曜日）の 17 時 00 分までの平日の 10 時 00 分～17 時 00 分の時間帯（但し、12 時 00 分～13 時 00 分は除く）とする。

なお、電子メールによる入札説明書等の交付を受けようとする時は、平成 29 年 3 月 8 日（水曜日）の 17 時 00 分までに、上記（1）の電子メールアドレスに以下の必要事項を記入の上、連絡すること。その後、機構から入札説明書等一式のデータを交付する。

<必要事項>

メール件名：【入札説明書等希望】「地球環境基金便り」の制作業務

本 文： ①会社名

②所属部署

③担当者名

④郵便番号・住所

⑤電子メールアドレス

⑥電話番号

⑦F A X 番号

⑧入札説明書を希望する入札の名称

メールを送受信する環境が無い場合には、平成 29 年 3 月 8 日（水曜日）までの平日の 10 時 00 分～17 時 00 分の時間帯（但し、12 時 00 分～13 時 00 分は除く）に、上記（1）の連絡先に F A X で上記必要事項を連絡すること。その後、機構から F A X もしくは郵

送で入札説明書等一式を交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成 29 年 2 月 21 日 (火曜日) 11 時 00 分

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー

独立行政法人環境再生保全機構 8 階 第 3 会議室

(注) 本説明会の参加は任意とします。

5. 提案書の提出期限等及び競争執行の場所等

(1) 提案書の提出期限及び場所

平成 29 年 3 月 10 日 (金曜日) 17 時 00 分まで

(ただし、郵送する場合には期限までに当機構に必着。書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 8 階

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部基金管理課

(2) 提案書に関するヒアリング

平成 29 年 3 月 10 日 (金曜日) 17 時 00 分までに有効な提案書等を提出した者に対して、必要に応じて連絡し実施。

提出した提案書等の説明依頼の連絡を受けたものは、以下の日時・場所において、プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分に対応するものとする。

① 実施日

平成 29 年 3 月 16 日 (木曜日)

(詳しい時間は平成 29 年 3 月 14 日 (火曜日) までに連絡する)

② 場所

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー

独立行政法人環境再生保全機構 8 階 第 3 会議室

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成 29 年 4 月 11 日 (火曜日) 11 時 00 分から

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー

独立行政法人環境再生保全機構 8 階 第 3 会議室

(注) 提案書と同時に入札書を提出された場合であって、入札に立会わない場合は、当機構職員が提出された入札書を入札箱に投函する。

6. その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金に関する事項

免除する。

(3) 入札者に要求される事項

競争執行（入札及び開札）日の前日までの間において契約担当職理事から提案書に関して説明が求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 提案書の審査

入札者から提出された提案書については、当機構において総合評価基準に定める評価基準に基づき提案書を審査するものとし、審査の結果、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。

なお、この審査の合否結果は、平成 29 年 4 月 4 日（火曜日）17 時 00 分までに、合格者には連絡し、不合格者には通知書を送付する。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争資格のない者の提出した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

総合評価基準に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が環境再生保全機構会計規程第 4 6 条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

② 提案書が、当機構の審査の結果、不合格通知を受けていないこと。

(8) 詳細は入札説明書による。

7. 契約情報の公表について

(1) 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、入札又は契約の締結をもって、契約情報の公表について同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- 2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

（注）予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札である場合はその旨

③ 当方に提出していただく情報

- 1) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月に締結した契約については原則93日以内）

(3) 「資格停止措置等」の公表

取扱細則第5条の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（抄）

平成 16 年 4 月 1 日
細則第 20 号

（一般競争等に参加させることができない者）

第 4 条 契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を、一般競争、指名競争及び随意契約(以下「一般競争等」という。)に参加させることができない。

（一般競争等に参加させないことができる者）

第 5 条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、次の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等に参加させない期間を延長することができるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は過失（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。）によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかった又は契約を締結したが、正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。

3 第 1 項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

仕 様 書

1. 業務の名称

「地球環境基金便り」の制作業務

2. 業務の目的

地球環境基金では、より多くの国民にNGO・NPOによる環境保全活動を周知していくことが重要である。

本業務では、創設当初から発行している広報誌「地球環境基金便り」について、様々な読者層（寄付者、企業、地方公共団体、民間団体、一般市民等）の興味や関心を引き起こす親しみやすい内容とするとともに、視覚的にも優れた質の高い広報誌として制作する。

3. 業務の内容

- (1) 地球環境基金便りの企画（業務実施計画書（別紙様式1）の作成）
- (2) 進行管理及び関係者との連絡調整
- (3) 取材
- (4) 原稿執筆
- (5) デザイン・レイアウト
- (6) 版下データ作成・ホームページ掲載用データ一式作成
- (7) アンケート関連業務
(アンケート項目作成、はがき版下データ作成・web アンケートフォーム作成・集計)
- (8) 業務報告書（別紙様式2）の作成
- (9) その他業務遂行に必要な業務

4. 地球環境基金便りの概要

- (1) 主な内容・構成
 - ① 環境保全活動やエコライフを実践する著名人の巻頭インタビュー
 - ② 特集テーマに即したトピックス（環境関連の情報や助成団体、企業、地方公共団体等の先進的な取組事例など）
 - ③ 当該年度の助成団体の活動に関する情報
 - ④ 当該年度の寄付者及び寄付に関する情報
(大口寄付者の紹介、特筆すべき寄付事例、一定期間の寄付者名簿、造成金額、振込先情報など)
 - ⑤ その他（地球環境基金出展イベント情報、読者アンケートとプレゼント情報など）
- (2) 体裁
 - ① 本体：A4判、4色カラー、16頁（表紙・裏表紙含む）
 - ② 別冊「助成金交付団体一覧」（第43号、第45号のみ作成）
：A3判中央折り（A4判4頁相当）、モノクロ

(3) 発行時期及び制作号数

- ① 平成 29 年度 地球環境基金便り第 43 号→平成 29 年 9 月 1 日発行予定
(※データ納品は平成 29 年 7 月末)
第 44 号→平成 30 年 3 月 1 日発行予定
(※データ納品は平成 30 年 1 月末)
- ② 平成 30 年度 地球環境基金便り第 45 号→平成 30 年 9 月 1 日発行予定
(※データ納品は平成 30 年 7 月末)
第 46 号→平成 31 年 3 月 1 日発行予定
(※データ納品は平成 31 年 1 月末)

(4) 特集テーマ

- ① 平成 29 年度発行分
 - 1) 第 43 号の特集テーマ：「気候変動に向けた環境保全活動の取り組み」
 - 2) 第 44 号の特集テーマ：別途指示する。
- ② 平成 30 年度発行分
 - 1) 第 45 号の特集テーマ：別途指示する。
 - 2) 第 46 号の特集テーマ：別途指示する。

上記の各号の特集テーマを受け、制作業者は（別紙様式 1）により「業務実施計画書」を作成し、当該年度の 4 月末（週休日等のときはその前日）までに当機構へ提出すること。

(5) 制作上の留意点

- ① 文章の表記は公用文用字用語とし、文字の大きさや間隔、表現方法など読みやすさの工夫を図る。
- ② 写真やイラスト、図表を適宜使用し、大きさや配置、色使いにもメリハリをつける。
- ③ 「環境」がテーマであることを喚起させる、爽やかですっきりとした印象の誌面作りを心掛ける。
- ④ 業務の目的を逸脱しない範囲で、斬新かつ柔軟な発想を積極的に取り入れる。

5. 業務実施期間

契約締結日から平成 31 年 2 月 28 日（木）

6. 成果物の納品及び業務報告書の提出

(1) 成果物の納品

各号の制作業務を完了したときには、前 4-(3) の期限までに次の 4 点を納品するものとする。

(地球環境基金便り本誌)

- ① 印刷入稿用の版下データ（PDF 形式）
- ② ホームページ掲載用データ

(アンケート)

- ③ はがき版下データ（PDF 形式）
- ④ web アンケートフォームデータ

(2) 業務報告書の提出

- ① 年度毎に当該年度の2月末（週休日のときはその前日）までに（別紙様式2）により提出すること。
- ② アンケートについては、当該年度の9月発行号の集計結果及び3月発行号のアンケート項目を報告書に添付し提出すること。

7. その他

- (1) 本業務で使用したイラスト・デザイン等の著作権は、当機構に帰属すること。
- (2) 著名人のインタビューに掛かる諸経費（取材謝金（5万円程度）、ヘアメイク料、カメラマン撮影費）は、本業務委託費に含むものとする。本便りの取材旅費については委託費外とし、当機構旅費規程に基づき支払うものとする。
- (3) 平成29年3月発行号のアンケート集計結果については、平成29年8月末までに提出することとする。平成31年3月発行号のアンケート集計結果については、本業務に含めないものとする。
- (4) 本業務に必要な物品等の調達に当っては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき行うものとする。
- (5) 本仕様書の他、請負者が提案書に記載した事項（機構が指定したものを除く）について実施すること。
- (6) 仕様書に定めのない事項については、当機構と制作業者との間で協議して定めるものとする。

8. 個人情報の保護

本業務実施に当たっては、アンケート回答者の個人情報を含むことが想定されることから、個人情報の保護について、請負者は、独立行政法人個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人環境再生保全機構の保有する個人情報の保護管理規程を遵守し、個人情報の保護を図るものとする。

（参照：<http://www.erca.go.jp/koukai/pdf/kanri.pdf>）。

請負者が本業務を遂行する上で必要な情報を委託先に対して開示する場合は、本業務以外の目的で使用しない機密保持義務を負わせること。

- (1) 請負者は、請負契約書2に規定する契約業務の範囲で個人情報（特定の個人を識別できる情報を言う。）を取得する場合には、機構の指示に従うものとする。
- (2) 請負者は、業務の履行により取得した個人情報を第三者に提供し、開示し、又は漏えいしてはならない。
- (3) 請負者は、業務の履行により取得した個人情報については、業務の目的の範囲内でのみ使用し、複製又は改変が必要な場合には、事前に機構から書面による承諾を得るものとする。
- (4) 請負者は、業務の履行により取得した個人情報については、当該個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、必要な措置の細目については、事前に機構から書面による承諾を得るものとする。
- (5) 請負者は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合には速やかに機構に報告し、

機構の指示に従うものとする。

- (6)業務が終了したときは、請負者は、速やかに当該個人情報を復元又は判読が不可能な方法により確実に廃棄し、その旨を書面により機構に報告するものとする。
- (7)機構は、個人情報の管理の状況について、必要に応じ、請負者に事前に通知し、請負者を年1回以上の検査をすることができる。
- (8)請負者において、機構の承認を得て業務の一部を再委託する場合には、再委託先（再請負先を含む。）において（1）から（6）の措置を遵守させるものとする。また、請負者は、再委託先（再請負先を含む。）における個人情報の管理の状況について、必要に応じて、年1回以上の定期的検査等を行うものとする。ただし、機構が直接行う場合は、不要とする。